

都留市における白地地域の建築形態制限の見直し素案について

平成12年5月に建築基準法などが改正され、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域(白地地域)の容積率や建ぺい率などの建築形態制限の数値がメニュー化され、平成16年5月17日までに、特定行政庁(県)が選択的に定めることになりました。

本市では土地利用の実態などに配慮しつつ、地域環境の維持・保全を図ることを目的とした建築形態制限の見直し素案を次のように考えています。

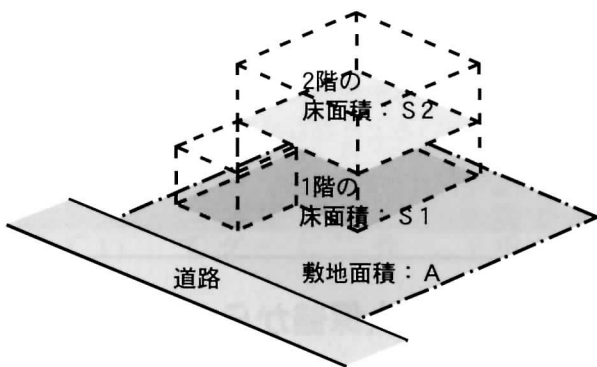
皆さんのご意見をお聞かせください。(9月19日(金)締め切り)

※区域図は、市役所に備えてあります。

問合先 都市整備課 都市計画担当

制限項目	改正前	改正後
容積率	400%	200%
建ぺい率	70%	70%
道路斜線	勾配:1.5	勾配:1.5
隣地斜線	高さ31m+勾配:2.5	高さ20m+勾配:1.25

容積率・建ぺい率



$$\text{容積率} = \frac{S1 + S2}{A} \times 100\%$$

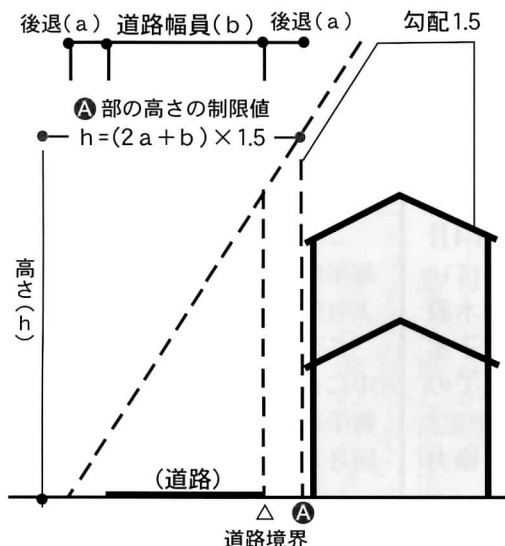
延べ面積(各階の床面積の合計)の敷地面積に対する割合

$$\text{建ぺい率} = \frac{S1}{A} \times 100\%$$

建築面積(建物の最大水平投影面積)の敷地面積に対する割合

道路斜線・隣地斜線

道路斜線



隣地斜線

